

高福第 1717 号
令和 4 年 6 月 1 日

各通所介護事業所
各訪問看護ステーション } 管理者様

(指定都市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
介護サービス担当課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和 4 年 3 月 28 日付けで厚生労働省老健局長他から調査依頼がありましたので、令和 3 年 12 月 1 日時点での貴施設における対応状況について、回答期限までに御回答ください。

1 調査対象施設（調査要領のとおり）

以下のすべてに該当する施設を調査対象とする。

- ・「（別紙 1）調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等
- ・平成 18 年 9 月 1 日以降に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を有する施設
- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について（依頼）」（平成 30 年 11 月 9 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、「未措置状態にある施設」、「未回答の施設」、「分析予定の施設」に分類されていた施設及び調査時点以降に開設した施設

※訪問看護事業所については、調査対象は訪問看護ステーションのみです。保険医療機関（みなし指定）の訪問看護事業所は調査対象から除かれますので御注意ください。

2 回答方法

以下に記載するURLより「e-KANAGAWA 神奈川県電子申請システム」にアクセスし回答してください。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=33701

3 回答期限

令和4年6月10日（金）

4 回答に当たっての留意事項

- ・別添調査表の「記入例」及び厚生労働省老健局長他発出の事務連絡内「調査要領」を御確認のうえ、御回答ください。
- ・お問合せの前に、必ず掲載場所の通知及び調査要領等を御確認ください。

5 その他

「ばく露の恐れのある」と診断された場合については、直ちにアスベストの除去等を行うなど、法令に基づき適切な措置を講じるようお願いします。

問合せ先

高齢福祉課

在宅サービスグループ 松本、早川

電話 045-210-1111 内線 4840